

平成28年度事業報告

I 概況

① 法人

平成26年7月の「社会福祉法人制度の在り方について」報告書、平成28年3月31日公布の「社会福祉法等の一部を改正する法律」において社会福祉に従事する者に対する在り方が示された。その内容からすると社会福祉法人でない当法人も、社会福祉に従事する法人として遵守して事業を進めるべきであることは明白である。この点に関してはすでにそのように考え対応を図ってきた。「地域における公益的な活動の推進」では、平成28年度以前から行っていた内容を充実させ、更には新たな取り組みも指定管理施設という制限の中でできる範囲の地域貢献を展開したところである。「法人運営の透明性の確保」「法人の監督の見直し」といった点においては、公益財団法人として国・県から、指定管理施設として市から毎年監査がある状況であり、指定管理施設で収益事業を行っていないが、より経営状況の正確性を期し顧問契約をしている税理士法人からの毎月のチェックもあり、透明性は十分に確保されていると言える。しかし「法人組織の体制強化」「法人の規模拡大」に関しては、提案されているような社団型社会福祉法人や、規模の大きな法人との合併などの案があるわけだが、社団型の場合は当法人が先頭に立って呼びかけたとしても、他の法人が連結するメリットを与えられないほど規模が小さいのでメリットを説明するには力不足で難しい。どこかが先頭に立ってくださればそれに呼応することはできると考える。合併に関しては、当法人の設立経緯や事業展開などの取り組みを理解していただければ、活かした形で受け入れて下さる法人があれば考えるべきことかもしれないが、現状そのように受け入れ可能な法人は見当たらない。

② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を所対象としている。

名古屋市にじが丘荘は、市内で最も古く、共同部分の多い施設となっている。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が平成23年に改正され、その内容からすると、現在の施設の居住スペースや設備は大きく基準に反してしまっていた。その劣悪な住環境でも支援を求める母子は多く存在し、母子の最後の砦として求めに応じて受け入れをし、母子の保護・自立支援を展開している。施設の整備に関しては平成26年度より調査費が付き改築が必要か？現地改築が可能か？等の調査が積み重ねられ、平成28年12月6日の子ども教育委員会において移転改築に関する審議がなされ承認されるにいたった。今後は平成32年の完成をめざし、準備に協力していくこととなった。

母子に限らず子どもの貧困が世界中において問題となっている。その中でも日本は深刻な状況にあると数値が示しているが、実態としてそのように感じられない状況も目に付いてしまうため、多くの方は深刻にとらえることがないように思われる。にじが丘荘にみえる母子を「貧困＝経済」と捉えた方からみると、生活保護や各種手当・制度によって支援を受けており、経済的な貧困とは思えない生活をしているとみられてしまう方もみえる。しかし母子生活支援施設に支援を求める母子の本当の貧困は「心」にある。DV等で傷つけられ壊されたり、自ら閉ざしたりして守ってきたことで本来の「心」を失ってしまった母。最も親の愛情を求める成長期に全く落ち着かない父、母に育てられたために愛着の形成が未成熟のまま大きくなってしまっている愛着障害と思われる子ども（親にも多くなってきている）。この方々の心の貧困を解消しなければ経済的に自立できたとしても母子の生活の安定は望めず、ひとり親家庭の再生産、DV・虐待の再現を容認することになってしまう。このような方々への支援は一朝一夕にはできないが、契約の時代となり、又自治体自体の貧困により支援半ばで自立を強要されるような場合も多くなってきており、より支援の質を高め計画的に行わなけれ

ばならない状況となった。

Ⅱ 基本方針及び重点項目に対する取り組み

1 基本方針

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された母子生活支援施設運営指針に則り、定款第4条の公益目的を達成できるよう、以下の基本方針に基づき、次のような取り組みを実施した。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援を行った。支援サービスの提供に当たっては、母親と子ども的人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守するよう心がけた。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きていこうとする気持ちや力が損なわれている。にじが丘荘では、安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するよう努めた。また、安全確保のため職員による宿直体制に加えて、平成24年度より防犯カメラの設置・警備契約を実施している。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供した。

④ 児童が心身ともに健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育などを通して子育て支援を行った。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて必要なケースについて母子関係の調整を図った。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科受診につなげたり、検討の結果、カウンセリングの必要性があると判断されたケースについてはカウンセリングに結びつけた。

⑥ 地域との緊密な関係づくり

地域に根付いていくため、町内会、子ども会に加入し、各種行事に参加した。また、会費負担するとともに、役職も引き受けるなど地域の一員としての役割を果たすよう努めた。

更に、にじが丘荘として、母子生活支援施設の機能を活かした地域貢献で何ができるか検討を進め、「施設保有の備品の貸し出し」「施設職員のスキルの提供」「DV、虐待、子育て等の悩みへの電話相談対応(なでこ電話相談)」を今年度より正式に稼働した。現在はホームページ上にての周知のみでまだまだ知っていただくことができていない状況にあるが、当施設の活動に協力していただき、信頼できる団体の方などにも徐々に周知している段階である。

⑦ 関係機関との連携

入退所時の福祉事務所との連携はもとより、児童相談所等福祉、あるいは医療、行政、教育等を始め様々な関係機関との情報交換等連携に努めた。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上の不断の努力が求められている。にじが丘荘では、カンファレンス等の場を活用したOJTの実施や各種研修の場へ職員を積極的に参加させ、専門性の向上に努めた。また新規採用職員については、受け入れ可能な施設があれば依頼し、実習させていただき試みを行っているが、今年度は受け入れていただけず次年度に新たな施設を探している。

2 平成 28 年度の重点項目に対する取り組み

平成 28 年度の事業運営に当たり、次の重点項目に留意しつつ、法人及びにじが丘荘の運営に当たった。

(1) 法人運営

法人は、平成 28 事業年度開始前に、事業計画、収支予算書等を行政庁に提出した。6 月には平成 28 年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁に提出するとともに、ホームページ上に公開した他、事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合、市民に対する開示を行う体制を整えた。

(2) にじが丘荘運営

① 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、心理療法担当職員も可能な限り参加を求め、支援に当たる職員全員で合議して自立支援計画を策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまで、具体的な支援について組織的な対応を図った。

小学 3 年生以上の学童について、子どもの自立支援計画を策定し、計画に基づく支援を行った。平成 28 年度は平成 27 年度の評価の上に改めて取り組みを進めてきた。

② カウンセリングの推進体制の強化

DV 被害や虐待を受けた子ども達の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。心的外傷に対するケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るように努めた。

また、抱える問題が複雑深刻な利用者が多くなってきており、その支援にあたる職員の負担も増加していることは明白であるので、厚労省からも職員のストレス診断を実施するように指示があった(法的には職員数が少ないため強制ではない)ことも踏まえ、非常勤心理士による職員のストレス診断とフォローを半年ごとに実施し、バーンアウトなどの防止に努めた。

③ 市外からの利用者の実績の確保

広域入所促進事業の制度の趣旨を踏まえ、夫等の暴力から避難し保護が必要な母子の受け入れを行った。平成 28 年度は、4 世帯の新規受け入れを実施した。

④ 利用者の負担金の適正な管理

利用者の光熱水費等負担金については、速やかな収入手続をとり、金融機関に預け入れることを徹底する措置を継続した。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき緊急に保護を必要とする母子等の受け入れを実施し、必要な援護と相談・指導を実施した。

⑥ 第三者評価の受審

第三者評価は3年以内に一度の受審が義務付けられている。受審をしない年度も受審時と同様に自己評価結果表を使用し、施設内で自己評価して行くことが義務付けられており、施設でまとめた結果を監督庁に報告している。

にじが丘荘としては第三者評価の機会を、積極的に利用者処遇の充実を図り、職員の専門性を向上させる契機とするというもう一つの視点から、平成 25 年度の受審以来二度目となる第三者評価を今年度受審した。今回の受審では、平成 25 年度の評価と単純には比較できなくなっていた。平成 27 年度には評価に対する見直しが行われ、調査項目の統廃合がなされ 86 項目から 73 項目へと減った。さらに調査員の評価基準指標も大きく変わっているとのことであった。ちなみに平成 25 年度は【a:運営指針に掲げられた目指すべき状態、理想の状態:25.6%】【b:aには至らないが、多くの施設に想定される状態:58.1%】【c:b以上に課題が大きい状態:16.3%】であったが、今年度は【a:12.3%】【b:84.9%】【c:2.8%】であり、数値だけで見ると後退しているようにも取れてしまう。しかし、評価の項目ごとのコメントをみると、前回の受審から改善された点等をしっかり認めていただいていることが分かる。その上で評価が下がっているのであるから評価基準・方法が変わったためと考えるとよいと言える。今後はいただいた評価を真摯に受け止め、アドバイスを基に更なる改善をし、職員が働きやすく、やりがいを持てる職場環境をつくることで、利用者へのより良い支援を行うことができる体制を目指す。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

にじが丘荘が行う支援については、必ず事前に説明し、できるだけ母親と子どもが主体的に決定できるように支援している。

いかなる場合についても、職員は言うまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切な関わりを起ささないように権利侵害を防止することは児童福祉施設としての当然の義務である。平成 25 年度には、職員就業規則を改正し体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する措置をとり、職員には真摯なる支援を義務付けた。なお、児童虐待対応マニュアルを策定するとともに、マニュアル中に児童虐待チェックリストを加え、児童虐待防止に活用できるようにした。

Ⅲ 事業実績

当法人が管理運営にあたる母子生活支援施設「名古屋にじが丘荘」については、平成 28 年 12 月 6 日の市議会教育こども委員会において改築計画の審議がなされた。その中で委員より市内の母子生活支援施設のニーズについて「増やすべきではないのか？」と質問があり、その際の市の答弁で「現在市内 5 施設で 145 世帯(愛のホーム建て替えにより平成 28 年 11 月より定数が 10 世帯減となっている)の受入ができる。DV・虐待の電話相談件数は年々増加しているが、利用に繋がる面談相談は横ばいから減少している。ここ 5 年間を見ても、平成 23 年度が年間稼働率 90.3%でもっとも多かったが、それ以降は減少しており昨年度は 86.2%となっている。そういった点をも見据えながらにじが丘荘の改築時の定数は 5 世帯減の 30 世帯

を予定している。」とされた。

にじが丘荘の稼働率を市全体と比べてみる(下記表)と、上部は公称の定員世帯数での充足率、下部は実際に利用世帯を受け入れることのできる定員世帯数での稼働率となる。上部で見ると、にじが丘荘が全体を下げている事となるが、実稼働可能世帯数の下部で見るとにじが丘荘が引っ張り上げていることになる。にじが丘荘単体で見ると、平成 23 年度はやはり高い稼働率となっているがその翌年の落ち込みが激しい。これは長期に利用していた方々が、一度に自立されたことによる。その後回復するが稼働率が上がらなかった理由は昨年の報告においてもはっきりとした理由を確認はできていないと載せた。平成 27 年度は大きく回復し、今年度はさらに稼働率が上がっている。支援方針としては変わっていないので、求められるものを提供できていると考え、今後も変わらず支援の一層の充実を図っていく。

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
35 世帯定員としての稼働率	85.5%	69.8%	73.6%	73.6%	81.2%	85.2%
名古屋市 155 世帯定員としての稼働率	90.3%				86.2%	
緊急一時 2 室、火災後復旧してない部屋 1 室、保育支援室 1 室の 4 室を除いた 31 世帯定員としての稼働率	96.5%	78.7%	83.1%	83.1%	91.7%	96.2%
名古屋市 151 世帯定員としての稼働率	92.7%				88.5%	

・ 入所者の状況(過去 3 事業年度)

事業年度	入所	内 DV	退所	内 DV	年度末世帯数	内 DV	内生保	内病気療養	内広域
平成 26 年度	13	12	14	11	27世帯	20	21	2	6
平成 27 年度	16	12	15	10	28世帯	21	26	4	5
平成 28 年度	11	10	16	12	27世帯	21	22	1	6

・緊急一時保護の状況

緊急一時事業年度	受入世帯	内 DV	満室等で断った、もしくはキャンセルしてきた世帯	利用人員	延利用日数	平均利用日数
平成 26 年度	22	17	26世帯	59	384	17.4
平成 27 年度	32	17	28世帯	80	562	17.5
平成 28 年度	26	15	49世帯	51	632	24.3

(1) 母親に対する支援

「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心掛け、下記の取り組みを進めた。

1 自立支援計画の策定・自立のための支援

母子生活支援施設は母子の自立のための施設である。入所時面接の際には自立に向けての意思

確認を行い、おおよその将来方向を定め、当面の必要な援助を行い、概ね1か月後、援助の過程で明確になった課題に対して、母子等の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定した。

継続して利用している母子等については年1回、個人懇談会を開催し、それまでの課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決への取り組みを行った。

母子等が生活者として自らを律していける「生きる力」が身に付くよう、こうした継続的な支援を実施している。

2 経済的支援

入所時に全く所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度により一時的に生活できるよう関係行政機関に協力の依頼を実施した。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに則り、対象者、金銭管理方法等を検討し、必要なケースは進学積立金等の積み立てを支援した。

児童扶養手当、遺児手当の受給、母子医療(ひとり親家庭医療助成)、乳幼児医療制度等の利用手続き、必要な場合は離婚調停、裁判離婚手続きの支援を行った。

3 離婚等の支援

離婚後の生活など課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援している。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、離婚調停、裁判手続き等による離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得など課題解決できるよう支援を行った。

4 就業支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に適宜情報提供して就労支援を図った。時に、ハローワークへの同行支援を行った。

就労条件でないと保育園への入所が容易に出来なくなってしまった。保育園に入園希望を出す時点で就労している必要がある。その為未就園児を保育園入園まで就労支援保育として保育園同様の時間帯で預かるようにした。

5 住宅入居支援

公営住宅等への入居支援を実施した。

6 DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合にはDV防止法に基づく保護命令の取得、ストーカー行為規制法に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないよう措置するなど保護に努めた。

7 その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対応が必要なケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛けた。また、母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を実施した。

乳幼児や発達障害などのお子さんを抱えるお母さんを中心にレスパイト保育やリフレッシュ保育を実施した。

(2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりを進めていくことがにじが丘荘の子どもに対する基本的な支援である。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な対応に努めている。

1 子どもの自立支援計画の策定

小学3年生以上の学童を対象に心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的支援内・方法を定め、支援を行った。その際、自立支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにし、定期的な実施状況の評価の直しを行った。

平成 28 年度は、平成 27 年度の評価と反省に立ち、実施方法を見直し取り組んだ。

2 子どもの健全育成

乳幼児については、入所と同時に、星ヶ丘にじ保育園への入所依頼を行っているが、星ヶ丘にじ保育園が受け入れ不可の場合、ほかに入所可能な保育園を探して、就労支援の一助、乳幼児の発達保障の一助とした。

母親に対する支援 : 7 その他の支援で報告した「レスパイト保育」「リフレッシュ保育」は母親のためであると同時に、健全な親子関係を維持するためのことでもあり、子どもの健やかな発達を保証することにもなった。

学童児については、学校及び関係行政機関等と連携して就学を支援する。下校後、長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図った。

親から不適切なかかわりを強いられていたり、不適切な環境を直視させられてきたりした子どもも少なくはなく、健全な心と体の成長が阻害されていると考えられる子ども達が多くなった。その子ども達への支援にはなかなか手をこまねていたところではあるが、外部の専門家の協力を得て今年度初めて性教育の講座を開いた。低学年向け、高学年向けと発達段階に分けて開き、どのように子どもに伝えるかを悩んでいる親も同席し受講した。初の試みで希望者のみで行ったが受講者は熱心に聞いていた。今後も協力を得ながら進めて行きたいと考えている。

3 学習や進路、悩み等の相談支援

子ども達が社会生活を送るために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう学習ボランティアの協力も得ながら学童の学習支援を実施した。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験の増進を目的に支援しているが、学童は基礎的な学力が不十分な者が多く、引き続き大きな課題となっている。

家庭と施設の役割分担、学習ボランティアの関わり等検討するとともに、子ども支援マニュアルや学習ボランティア受入マニュアルを整備してある。

また、母子生活支援施設の利用者として直接支援に乗せたケースはまだないが、緊急一時保護を利用した未成年者に対して就労支援を行っている。支援内容としては職と住居を同時に手に入れる必要があるため、児童養護施設の退所児を対象に就労支援を展開しているサポートグループ「ルーキーズ」に協力をお願いした。職場への同行や実習への支援をサポートし、今年度は2名の児童を無事送り

出すことができた。

4 子どもの権利擁護

子どもと個別に係わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を持てるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す支援を実施している。医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報交換を行いながら、より適切な支援を行うよう努めている。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談など児童相談所機能を活用した。

(3) 母子等の心理的ケア

入所してくる母等の多くは、肉体的にも精神的にも疲れ切って入所してくる。精神科症状が出てそれに振り回される者、過去のDV経験などからフラッシュバックで眠れない者、そこまではいかないが誰かに自分の気持ちを聞いてほしい者など様々な困難な状態に置かれている。また、子どもたちも発達障害を抱える者、愛着障害から問題行動を起こし、自分でもどうしてよいかわからないというケースがある。近年、発達障害と診断される子どもも非常に増加している。

これらの対応として、精神科病院・クリニックへの受診による治療のほか、それとは別に、心理療法や個別相談を設定し、心理的なケアを実施している。

(具体的な支援)

1 心理療法等

心理療法(カウンセリング)を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、週4日5単位で、母子18人に対し、夫からの暴力を受けた母子、発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理療法、検査等を実施した。

内容	心理療法	心理検査	生活場面面接	職員への助言	会議への出席	合計
回数	395	4	211	16	24	650

対象母子の年齢、主訴別

	身体的暴力 又は身体的 虐待	経済的暴力 又は保護の 怠慢拒否	性的暴力又 は性的虐待	心理的暴 力又は心 理的虐待	ひきこもり	その他	合計
就学前児童	0			1			1
小学生	3			7		2	12
中学生	0			1			1
上記以外児童							
母親	4						4
計	7			9		2	18

2 個別相談

母子等の抱える複雑多岐に亘る問題に対応を図った。生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児及び

母親への随時のケアを実施した。

また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じた。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するようにした。

(4) 退所者のアフターケア

退所が決まると、自立への不安感の軽減を図る等のために、その世帯への退所後の支援をするため母親と職員で相談して「退所後支援計画」を立てている。計画の対象となる期間は、退所後1年間だが、それ以降も相談があれば相談に乗っていくことを伝えており、本年度も相当数の相談を受けている。

アフターケアに関しては、退所者の持っている力や周りの支援体制などによっても違いが出る。退所後1年の期間に対しては施設側から様子伺いの連絡を図るが、それ以降に関しては退所者側からの連絡・相談がなければ中々窮状を知ることはできないのが事実である。稀に元利用者からの連絡で様子が分かり、連絡をとって支援ができたというケースもあるが、情報提供いただける友人を作ることができない方が多く、そういった方がやはり心配の種である。かといってアフターケアの期間を延長できるだけの人的余裕はないのも事実で、職員としては退所後支援期間の1年の間にいかに様々な支援の手を講じることができるかが大切である。

子どもの貧困がクローズアップされるようになり、進学に対する修学資金の支援や資格取得のための修学資金などが充実し、その範囲が利用中の母子に対してだけでなく、退所後の母子に対しても適用されるようになってきた。そのことが進路決定などの参考となるよう、情報をいち早く提供して行く必要がある。その為に退所児の年齢などを整理し、十分把握しておくことが必要となった。

(具体的な支援)

1 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談・実施。

精神不安定・情緒不安定な者に対する相談、母子関係の調整

子育て相談(育児、しつけ)、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

2 安否確認

例年のように、にじが丘荘で行う「もちつき大会」に、年度を5年前迄さかのぼり退所者に招待状を送った。平成28年11月20日(日)に、星ヶ丘にじ保育園園庭で実施した「もちつき大会」は、入所者、退所者だけでなく地域子ども会、星ヶ丘にじ保育園を中心にした招待者も含め、昨年より約100名多い486名参加した。内61名が退所者で、在籍利用者は83名中60名の参加であった。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等については、にじが丘荘では次のような対応を図った。

1 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出して貰っており、対応を図った。

2 自治会懇談会

基本的に全員参加の自治会懇談会を年3回開催した。懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい必要な対応を図った。なお、幼児は職員による保育を実施し、懇談会参加を保障した。

3 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応した。

4 苦情等解決制度

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき「名古屋市にじが丘荘要望等解決実施要綱」を定めており、これに基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努めることとしているが、平成28年度も、具体的ケースはなかった。

また職員に対する苦情等の場合は、当法人の苦情解決委員では職員よりになるのではないかと不安があるかもしれない。そんな不安を持たれるような場合のために、当法人の運営に全く関わりのない愛知県社会福祉協議会の苦情解決制度を利用することができることも周知している。

(6) 情報管理及び情報公開

入所者個人情報及びにじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図った。

1 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応することを基本としている。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知・徹底を図った。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、注意して管理を行った。

2 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開することとしているが、平成28年度も文書等公開申出がなかった。

(7) 事故・災害等への対策及び対応

事故・災害等への対策及び対応については、次のような対応を図ることとしている。なお、火災・地震発生時の対応、不審者侵入時の対応、病人発生時・AEDの使用について規定した「緊急時の対応について」マニュアルを整備している。

1 事故・災害等への対策の基本的考え方

入所者全員参加を基本とする避難・初期消火訓練を毎月実施した。平成28年度も炊き出し訓練を実施した。年3回実施した自治会懇談会でも事故・災害等の対応を周知した。また今年度、施設建物東側に無かった避難経路を確保するために、4階には緩降機を、3階と2階には避難梯子を設置した。その使用訓練を職員は実施したが、利用者はまだ行っていないので、次年度には適切な使用訓練を行うことができるような計画を指示している。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、星ヶ丘にじ保育園との間で締結する「統括消防計画」等に基づき適正な対応を図

った。なお、消防法の改正により当荘のような複合用途建物を使用する場合、統括防火管理者の選任が平成 26 年 4 月 1 日から義務付けられたため、星ヶ丘にじ保育園との間で「全体についての防火管理に関する消防計画」及び「共同防火管理協議事項」を策定し、消防署へ届出がしてある。

2 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険箇所をその都度確認し、修繕等を実施している。廊下など避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処した。

3 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、星ヶ丘にじ保育園との間で締結する「統括消防計画」等に基づき対応することを基本に対応するよう徹底した。

(8) 施設管理の実施

施設の保守管理と修繕について、次のとおり対応した。

1 施設保守管理

居室は、職員が年 3 回定期的に、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を実施した。不具合等の箇所は修繕・改善を実施した。

専門業者に依頼し、「ボイラー保守点検」「受水槽・高架水槽の清掃点検及び水質検査」「消防機器点検」「建物検査」を行っている。

施設の老朽化が進んでいるため、大規模修繕が必要となった場合は、名古屋市と協議の上「協定書」に基づき補修を実施することとしている。

2 会計管理

名古屋市との間で締結する「母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理業務に関する基本協定書」に基づく「業務仕様書」に経理帳票類の整備について定めているほか、会計については、公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、実施した。また平成 24 年度より公益法人会計に精通している税理士法人と顧問契約を結び毎月収支状況や帳簿等のチェックを受け指導いただいている。

(9) 入所状況、法人事業実績、にじが丘荘事業実績

1 入所状況

「名古屋市にじが丘荘の入所の状況（平成 28 年度）」のとおり

2 法人事業報告

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会平成 28 年度事業報告」のとおり

3 にじが丘荘事業報告

「名古屋市にじが丘荘事業報告（平成 28 年度）」のとおり

名古屋市にじが丘荘の入所状況について(平成 28 年度)

1 平成28年度の入所者数推移(各月 1 日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29	29	30	30	29	30	30	31	31	30	29	30

2 主たる入所理由

死別	離婚	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	住宅事情	経済事情	その他	合計
0%	0%	49.6%	0.9%	8.3%	22.2%	11.2%	7.9%	100.0%
0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (88.9%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	27 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設実態調査(平成 22 年度)による。ただし、死別、離婚はその他に計上
下段は、にじが丘荘の平成 29 年 3 月 31 日現在の状況

3 世帯人員別

(単位:世帯)

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
11	12	3	1	0	27

注:にじが丘荘の平成 29 年 3 月 31 日現在の状況

4 母親の年齢別

(単位:人)

～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	合計
1.1%	6.6%	14.4%	21.0%	24.1%	20.3%	8.8%	3.7%	100.0%
0 (0.0%)	5 (18.5%)	2 (7.4%)	5 (18.5%)	9 (33.4%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	0 (0.0%)	27 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設実態調査による。平成 23 年 3 月 1 日現在
下段は、にじが丘荘の平成 29 年 3 月 31 日現在の状況

5 在所期間別

6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合計
337 (18.5%)	282 (15.6%)	436 (24.1%)	321 (17.7%)	135 (7.5%)	101 (5.6%)	160 (8.8%)	40 (2.2%)	1,812 (100.0%)
4 (14.8%)	5 (18.5%)	9 (33.4%)	3 (11.1%)	5 (18.5%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設実態調査による。平成 23 年 3 月 1 日現在
下段は、にじが丘荘の平成 29 年 3 月 31 日現在の状況

6 入退所実績の年度別推移

区 分	入所世帯数	退所世帯数	年度末在所世帯数	平均入所月数
平成26年度	13世帯	14世帯	27世帯	1年4ヶ月
平成27年度	16世帯	15世帯	28世帯	1年3ヶ月
平成28年度	12世帯	13世帯	27世帯	1年9ヶ月

注:平均入所月数は、各年度末3月31日現在

7 就労職種別

(単位:人)

事務員	看護師助手	雑役婦	炊事婦	介護職	美容師助手	学童保育指導員
1	1	3	1	4	1	1
運転士	工員	福祉就労	店員	小計	無職	合計
1	1	1	6	21	6	27

注:にじが丘荘の平成29年3月31日現在の状況

注2:無職 6人の中に、精神疾患就労免除 1人、病気療養就労免除 1人、当月入所にて就活開始前 1人を含む。

8 生活保護受給別

(単位:世帯)

保護世帯	非保護世帯	合計
25	2	27

注:にじが丘荘の平成29年3月31日現在の状況

9 母の国籍別

(単位:人)

日本	中国	韓国・北朝鮮	フィリピン	ブラジル	ウクライナ	ペルー	合計
18	0	0	8	0	0	1	27

注:にじが丘荘の平成29年3月31日現在の状況

10 措置機関別

(単位:世帯)

千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	小計
2	0	4	0	2	0	0	3	0	5	0	1	0	3	1	0	21

広域入所			合計
県外	県内	小計	
6	0	6	27

注:にじが丘荘の平成29年3月31日現在の状況

11 入所児童の状況

(単位:人)

就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生以上	合計
25	11	7	4	1	48

注:にじが丘荘の平成29年3月31日現在の状況

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 平成28年度事業報告

平成28年4月1日～平成29年3月31日

事業名	実施月 日	開催場所等	事業内容
監事監査	平成28年5月10日(火)	にじが丘荘 事務室	平成27年度決算監査
理事会	5月20日(金) 午後4時30分から	千種区役所 第1会議室	① 平成27年度の事業報告及び決算(案) ② 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項(案) ③ 要望等解決委員の改選(案) ④ 相談役の委嘱(案) 【報告事項】 ① 代表理事(会長)の職務の執行の状況
評議員会	6月9日(木) 午後3時30分から	千種区役所 講堂	① 平成27年度の事業報告及び決算(案) ② 理事の選任(案) ③ 監事の選任(案) ④ 評議員の選任(案) 【報告事項】 ① 要望等解決委員の改選 ② 相談役の委嘱
名古屋市社会福祉施設指導 監査	9月1日(木)	にじが丘荘	文書にて是正又は改善すべき指摘なし
時間外労働・休日労働・変形 労働時間制に関する協定届	11月24日(木)	名古屋東労働 基準監督署	時間外労働・休日労働・変形労働時間制に関する協定届
理事会	平成29年3月10日(金) 午後2時から	千種区役所 第1会議室	① 平成28年度事業計画及び予算(案) ② 給与規則の一部改正(案) ③ 育児・介護休業等規則の一部改正(案) ④ 寄附金の取り扱い(案) ⑤ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項(案) 【報告事項】 ① 代表理事(会長)の職務の執行の状況 ② 第2回第三者評価受審結果
評議員会	3月17日(金) 午後4時30分から	千種区役所 講堂	① 平成28年度事業計画及び予算(案) 【報告事項】 ① 給与規則の一部改正 ② 育児・介護休業等規則の一部改正 ③ 寄附金の取り扱い ④ 第2回第三者評価受審結果

名古屋市内じが丘荘事業報告(平成28年度)

事名	実施月日	場所	参加数	行事内容など
学童お楽しみ会	4月16日	荘内娯楽室	16名	ペットボトルビーズ工作
母の日 プレゼント工作	4月25日 ~ 5月9日	荘内娯楽室、保育室、集会室	50名	がまぐち作り(学童・子ども会) プラ板及び紙粘土工作(乳幼児)
学童お楽しみ会	5月14日	荘内集会室	21名	ベビーカステラ作り
親子レクリエーション	5月21日	竹島潮干狩り場 竹島水族館	41名	貸し切り観光バス利用、潮干狩り、水族館見学
春季健康診断	6月6日 ~ 6月18日	児童:集会室(9日)、 母:木村病院	全員	児童:問診、検尿。母:問診、血圧、 検尿、採血、胸部レントゲン
学童お楽しみ会	6月18日	東山動植物園	17名	園内でのクイズラリー
学童七夕会	7月2日	市立科学館	19名	科学館・プラネタリウム見学(子ども会共催)
学童夏休み計画会	7月14日	荘内集会室	25名	夏休みの行事、生活などの説明
学童海の家	7月21日 ~ 7月22日	篠島海水浴場	28名	一泊二日民宿利用して海水浴、名古屋養護施設連盟の行事に参加
学童昼食会	7月26日	荘内集会室	23名	カレーライス作りと会食
学童プール水泳教室	7月28日	千種スポーツセンター	20名	室内温水プールにて遊泳支援
親子海水浴	8月3日	小野浦海水浴場	54名	貸し切り観光バス、民宿利用、親子で海水浴を楽しむ
学童キャンプ	8月7日 ~ 8月9日	愛知県民の森キャンプ場	47名	退所児も参加(アフターケア) 自然に親しみ、協調性を養う、生活力を身に着ける
学童昼食会	8月19日	荘内集会室	18名	多国籍料理(チヂミ、サラダ、ラッシー等)作りと会食
学童プール水泳教室	8月23日	千種スポーツセンター	17名	室内温水プールにて遊泳支援
学童夏休み反省会	8月30日	荘内集会室	25名	夏休みの反省を話し合う
学童お誕生日会	9月10日	愛・地球博記念公園	22名	公園内のアスレチック等で遊ぶ
母親向け勉強会	9月17日	荘内集会室	12名	心理担当職員による子どもの発達についての勉強会
学童お楽しみ会	10月15日	荘内集会室	20名	レジン工作でキーホルダー作り
秋季健康診断	11月14日 ~ 11月29日	児童:集会室(14日)、母:木村病院	全員	児童:問診、検尿 母:問診、血圧、検尿
学童お誕生日会	11月14日	鹿子公園、動物愛護センター	21名	ハイキング、焼き芋作り、犬・猫とのふれあい(子ども会共催)
地域交流もちつき大会	11月20日	星ヶ丘にじ保育園園庭・荘トイレ	486名	退所者招待(アフターケア)、施設理解の一助とすべく、広く学区民を招待し交流を深める
学童荘内大掃除	12月3日	娯楽室、集会室	21名	日々利用している場所に感謝をこめ、協力してきれいにする

児童向け講座	12月3日	荘内集会室	29名	外部講師による「命とからだのおはなし」
荘内大掃除	12月4日	荘内共用部分(娯楽室、集会室は除く)	25名	くじ引きによって掃除する場所を決める。係が道具などを準備。掃除の間、乳幼児は職員が保育
学童クリスマス会	12月24日	荘内集会室	24名	子どもの司会進行で参加者の出し物やゲームを楽しむ。ケーキの会食。プレゼント配布
学童かきぞめ会	1月6日	荘内娯楽室	15名	冬休みの課題に取り組む
鏡開き・ぜんざい会	1月12日	荘内娯楽室	26名	娯楽室にて会食、会食事不在世帯を中心に希望世帯へ配布
学童お誕生日会	1月14日	荘内集会室	25名	スクイーズでお餅作り工作
学童お楽しみ会	2月4日	荘内集会室	21名	スプーンチョコ等作りと会食
学童ひなまつり会	2月25日	荘内集会室	18名	ちらしずし作りと会食
学童映画会	3月30日	ミッドランドスクエアシネマ	22名	映画「ドラえもん」鑑賞
組長連絡会	毎月実施	荘内事務所		当月・翌月の各階の組長(輪番制)6名と母子支援員で様々な話し合い
避難初期消火訓練	毎月実施	荘内・荘庭		地震・火災を想定し避難訓練を実施。避難後に模擬消火器にて消火訓練を実施。夜間訓練を自治会懇談会当日会議開催前に実施
自治会懇談会	7・11・3月 19:30～	荘内集会室		基本母全員参加での話し合い。夕食用に一人1合米を事前配布し当日夕方に職員手作りのカレーを配布。会議の間、乳幼児は職員が保育、学童は自宅で留守番
居室点検	6・9・2月	各居室		排水状況・防災対策・修繕箇所を調査
自立支援計画会	年1回	面接室		世帯の自立に向けた支援計画を母と職員で話し合い・見直ししながら立案、実現度等を確認していく
退所後支援計画会	退所直前	面接室		退所世帯に対して退所後1年間に施設としてできる支援(見守り)を母と職員で話し合い立案する
学童の母と少年指導員の懇談会	年間4回	荘内集会室		学童の母と少年指導員の話し合い(7・3月) 新一年生の母と少年指導員の懇談会(3月) 夏季懇談会(6月)
学童新年度説明会	前年度3月	荘集会室		計画ノート、子どもの権利について説明
招待行事	不定期	各地、各施設など		オープンイベント、映画、コンサートなど
児童身体測定	春秋	事務所		春季・秋季健康診断前に慎重・体重測定
ゴキブリ駆除	6月	荘内各所、全居室		ゴキブリ駆除剤の一斉配備
乳幼児保育説明	乳幼児世帯 入所時	保育ルーム		予防接種摂取状況確認と接種へのアドバイス、子育てレポート、離乳食のアドバイスなど

正味財産増減計算書

平成28年04月01日から 平成29年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	402	792	▲390
基本財産運用益計	402	792	▲390
事業収益			
名古屋市にじが丘荘指定管理事業	100,809,000	98,650,000	2,159,000
名古屋市母子等緊急一時保護事業	1,001,040	1,301,540	▲300,500
事業収益計	101,810,040	99,951,540	1,858,500
実習生受入謝金			
社会福祉援助技術環境実習受入謝金	1,082,960	886,520	196,440
教員免許特例法による介護等体験実習受入謝金	115,500	105,000	10,500
実習生受入謝金計	1,198,460	991,520	206,940
受取補助金等			
名東区社会福祉協議会助成金	81,000	90,000	▲9,000
その他の補助金等	0	300,000	▲300,000
受取補助金等計	81,000	390,000	▲309,000
受取寄付金			
受取寄付金	20,000	121,601	▲101,601
受取寄付金計	20,000	121,601	▲101,601
雑収益			
受取利息	241	4,720	▲4,479
利用者光熱水費負担金	2,242,522	2,223,614	18,908
乾燥機利用料	125,800	108,600	17,200
ピンク電話利用料	24,260	45,130	▲20,870
行事参加者負担金	173,820	102,700	71,120
雑収益計	2,566,643	2,484,764	81,879
経常収益計	105,676,545	103,940,217	1,736,328
(2) 経常費用			
事業費			
職員俸給	33,388,200	27,748,930	5,639,270
職員諸手当	24,107,860	19,632,671	4,475,189
賃金	10,799,691	15,296,481	▲4,496,790
法定福利費	10,527,868	8,913,058	1,614,810
退職共済費	1,421,607	1,191,418	230,189

旅費	1,002,651	1,125,727	▲123,076
福利厚生費	162,030	132,293	29,737
負担金	137,200	115,600	21,600
光熱水費	3,380,449	3,880,358	▲499,909
一般物品費	244,029	445,298	▲201,269
保険費	236,300	237,244	▲944
保守点検費	906,552	472,068	434,484
通信費	370,964	382,680	▲11,716
会議費	0	2,673	▲2,673
借料損料	1,410,522	1,402,920	7,602
各所修繕費	4,390,831	7,204,528	▲2,813,697
印刷製本費	399,964	454,936	▲54,972
諸謝金	15,000	22,400	▲7,400
減価償却費	79,902	126,070	▲46,168
保健衛生費	486,176	440,644	45,532
教養娯楽費	1,777,289	2,222,114	▲444,825
日用品費	266,301	437,653	▲171,352
緊急生活資金	420,700	784,500	▲363,800
防災対策費	541,455	577,775	▲36,320
器具什器費	336,877	884,973	▲548,096
修繕費	50,421	104,376	▲53,955
緊急移送費	19,850	4,820	15,030
小中高入進学支度金	47,400	561,770	▲514,370
賞与引当金繰入額	4,375,991	4,501,642	▲125,651
雑費	221,676	264,831	▲43,155
広報費	0	100,958	▲100,958
燃料費	33,832	30,540	3,292
事業費計	101,559,588	99,703,949	1,855,639
管理費			
職員俸給	1,757,276	1,460,470	296,806
職員諸手当	1,171,510	893,803	277,707
法定福利費	573,168	483,250	89,918
退職共済費	74,733	62,632	12,101
旅費	4,159	3,262	897
負担金	35,000	30,000	5,000
一般物品費	12,960	11,718	1,242
保険費	3,600	3,600	0
保守点検費	339,120	120,960	218,160
通信費	6,700	4,104	2,596
会議費	87,847	66,410	21,437
諸謝金	561,600	626,400	▲64,800

租税公課費	1,700	1,100	600
賞与引当金繰入額	230,315	205,907	24,408
雑費	4,124	2,052	2,072
広報費	40,500	0	40,500
管理費計	4,904,312	3,975,668	928,644
経常費用計	106,463,900	103,679,617	2,784,283
評価損益等調整前当期経常増減額	▲787,355	260,600	▲1,047,955
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	▲787,355	260,600	▲1,047,955
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲787,355	260,600	▲1,047,955
当期一般正味財産増減額	▲787,355	260,600	▲1,047,955
一般正味財産期首残高	1,732,081	1,471,481	260,600
一般正味財産期末残高	944,726	1,732,081	▲787,355
II 指定正味財産増減の部			
受取利息			
基本財産受取利息	412	792	▲380
受取利息計	412	792	▲380
受取寄付金			
受取寄付金	40,000	183,202	▲143,202
受取寄付金計	40,000	183,202	▲143,202
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	▲20,402	▲112,393	91,991
一般正味財産への振替額計	▲20,402	▲112,393	91,991
当期指定正味財産増減額	20,010	71,601	▲51,591
指定正味財産期首残高	3,251,601	3,180,000	71,601
指定正味財産期末残高	3,271,611	3,251,601	20,010
III 正味財産期末残高	4,216,337	4,983,682	▲767,345

正味財産増減計算書内訳表

平成28年04月01日から 平成29年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		小計	法人会計	合計
	指定管理事業会計	緊急一時保護事業会計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	0	0	0	402	402
基本財産運用益計	0	0	0	402	402
事業収益					
名古屋市にじが丘荘指定管理事業	96,053,000	0	96,053,000	4,756,000	100,809,000
名古屋市母子等緊急一時保護事業	0	1,001,040	1,001,040	0	1,001,040
事業収益計	96,053,000	1,001,040	97,054,040	4,756,000	101,810,040
実習生受入謝金					
社会福祉援助技術環境実習受入謝金	0	0	0	1,082,960	1,082,960
教員免許特例法による介護等体験実習受入謝金	0	0	0	115,500	115,500
実習生受入謝金計	0	0	0	1,198,460	1,198,460
受取補助金等					
名東区社会福祉協議会助成金	81,000	0	81,000	0	81,000
受取補助金等計	81,000	0	81,000	0	81,000
受取寄付金					
受取寄付金	0	0	0	20,000	20,000
受取寄付金計	0	0	0	20,000	20,000
雑収益					
受取利息	196	7	203	38	241
利用者光熱水費負担金	2,242,522	0	2,242,522	0	2,242,522
乾燥機利用料	125,800	0	125,800	0	125,800
ピンク電話利用料	24,260	0	24,260	0	24,260
行事参加者負担金	173,820	0	173,820	0	173,820
雑収益計	2,566,598	7	2,566,605	38	2,566,643
経常収益計	98,700,598	1,001,047	99,701,645	5,974,900	105,676,545
(2) 経常費用					
事業費					
職員俸給	33,388,200	0	33,388,200	0	33,388,200
職員諸手当	24,107,860	0	24,107,860	0	24,107,860
賃金	10,799,691	0	10,799,691	0	10,799,691
法定福利費	10,527,868	0	10,527,868	0	10,527,868
退職共済費	1,421,607	0	1,421,607	0	1,421,607

旅費	1,002,651	0	1,002,651	0	1,002,651
福利厚生費	162,030	0	162,030	0	162,030
負担金	137,200	0	137,200	0	137,200
光熱水費	3,097,694	282,755	3,380,449	0	3,380,449
一般物品費	244,029	0	244,029	0	244,029
保険費	236,300	0	236,300	0	236,300
保守点検費	906,552	0	906,552	0	906,552
通信費	370,964	0	370,964	0	370,964
借料損料	1,332,762	77,760	1,410,522	0	1,410,522
各所修繕費	4,365,991	24,840	4,390,831	0	4,390,831
印刷製本費	399,964	0	399,964	0	399,964
諸謝金	15,000	0	15,000	0	15,000
減価償却費	79,902	0	79,902	0	79,902
保健衛生費	471,488	14,688	486,176	0	486,176
教養娯楽費	1,777,289	0	1,777,289	0	1,777,289
日用品費	253,732	12,569	266,301	0	266,301
緊急生活資金	0	420,700	420,700	0	420,700
防災対策費	541,455	0	541,455	0	541,455
器具什器費	336,877	0	336,877	0	336,877
修繕費	50,421	0	50,421	0	50,421
緊急移送費	0	19,850	19,850	0	19,850
小中高入進学支度金	47,400	0	47,400	0	47,400
賞与引当金繰入額	4,375,991	0	4,375,991	0	4,375,991
雑費	221,676	0	221,676	0	221,676
燃料費	33,832	0	33,832	0	33,832
事業費計	100,706,426	853,162	101,559,588	0	101,559,588
管理費					
職員俸給	0	0	0	1,757,276	1,757,276
職員諸手当	0	0	0	1,171,510	1,171,510
法定福利費	0	0	0	573,168	573,168
退職共済費	0	0	0	74,733	74,733
旅費	0	0	0	4,159	4,159
負担金	0	0	0	35,000	35,000
一般物品費	0	0	0	12,960	12,960
保険費	0	0	0	3,600	3,600
保守点検費	0	0	0	339,120	339,120
通信費	0	0	0	6,700	6,700
会議費	0	0	0	87,847	87,847
諸謝金	0	0	0	561,600	561,600
租税公課費	0	0	0	1,700	1,700
賞与引当金繰入額	0	0	0	230,315	230,315

雑費	0	0	0	4,124	4,124
広報費	0	0	0	40,500	40,500
管理費計	0	0	0	4,904,312	4,904,312
経常費用計	100,706,426	853,162	101,559,588	4,904,312	106,463,900
評価損益等調整前当期経常増減額	▲2,005,828	147,885	▲1,857,943	1,070,588	▲787,355
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲2,005,828	147,885	▲1,857,943	1,070,588	▲787,355
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲2,005,828	147,885	▲1,857,943	1,070,588	▲787,355
当期一般正味財産増減額	▲2,005,828	147,885	▲1,857,943	1,070,588	▲787,355
一般正味財産期首残高	2,660,623	80,685	2,741,308	▲1,009,227	1,732,081
一般正味財産期末残高	654,795	228,570	883,365	61,361	944,726
II 指定正味財産増減の部					
受取利息					
基本財産受取利息	0	0	0	412	412
受取利息計	0	0	0	412	412
受取寄付金					
受取寄付金	0	0	0	40,000	40,000
受取寄付金計	0	0	0	40,000	40,000
一般正味財産への振替額					
一般正味財産への振替額	0	0	0	▲20,402	▲20,402
一般正味財産への振替額計	0	0	0	▲20,402	▲20,402
当期指定正味財産増減額	0	0	0	20,010	20,010
指定正味財産期首残高	0	0	0	3,251,601	3,251,601
指定正味財産期末残高	0	0	0	3,271,611	3,271,611
III 正味財産期末残高	654,795	228,570	883,365	3,332,972	4,216,337

貸 借 対 照 表

平成29年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金(法人)	3,033,619	2,324,213	709,406
普通預金(指定管理)	3,404,260	5,545,349	▲2,141,089
普通預金(緊急一時)	704,750	422,465	282,285
定期預金(法人)	30,000	30,000	0
現金預金合計	7,172,629	8,322,027	▲1,149,398
(2) その他流動資産			
前払費用(法人)	13,250	3,600	9,650
前払費用(指定管理)	12,216	12,216	0
未収金(指定管理)	1,145,777	1,151,199	▲5,422
未収金(緊急一時)	577,940	706,280	▲128,340
未収金(法人)	0	26,000	▲26,000
その他流動資産合計	1,749,183	1,899,295	▲150,112
流動資産合計	8,921,812	10,221,322	▲1,299,510
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産(定期預金)	3,271,611	3,251,601	20,010
基本財産合計	3,271,611	3,251,601	20,010
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	7,585,700	7,210,755	374,945
特定資産合計	7,585,700	7,210,755	374,945
(3) その他固定資産			
什器備品(指定管理)	141,800	221,702	▲79,902
その他固定資産合計	141,800	221,702	▲79,902
固定資産合計	10,999,111	10,684,058	315,053
資産合計	19,920,923	20,905,380	▲984,457
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金(法人)	91,675	128,271	▲36,596
未払金(指定管理)	1,889,292	3,107,737	▲1,218,445
未払金(緊急一時)	1,012,518	1,006,458	6,060
預り金(指定管理)	519,095	474,224	44,871
賞与引当金	4,606,306	3,994,253	612,053
流動負債合計	8,118,886	8,710,943	▲592,057

2. 固定負債			
退職給付引当金	7,585,700	7,210,755	374,945
固定負債合計	7,585,700	7,210,755	374,945
負債合計	15,704,586	15,921,698	▲217,112
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金(法人)	3,271,611	3,251,601	20,010
指定正味財産合計	3,271,611	3,251,601	20,010
(うち基本財産への充当額)	(3,271,611)	(3,251,601)	(20,010)
2. 一般正味財産	944,726	1,732,081	▲787,355
(うち特定財産への充当額)	(7,585,700)	(7,210,755)	(374,945)
正味財産合計	4,216,337	4,983,682	▲767,345
負債 及び 正味財産合計	19,920,923	20,905,380	▲984,457

貸借対照表内訳表

平成29年03月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			法人会計	合計
	指定管理事業会計	緊急一時保護事業会計	小計		
I 資産の部					
1. 流動資産					
(1) 現金預金					
普通預金(法人)	0	0	0	3,033,619	3,033,619
普通預金(指定管理)	3,404,260	0	3,404,260	0	3,404,260
普通預金(緊急一時)	0	704,750	704,750	0	704,750
定期預金(法人)	0	0	0	30,000	30,000
現金預金合計	3,404,260	704,750	4,109,010	3,063,619	7,172,629
(2) その他流動資産					
前払費用(法人)	0	0	0	13,250	13,250
前払費用(指定管理)	12,216	0	12,216	0	12,216
未収金(指定管理)	1,145,777	0	1,145,777	0	1,145,777
未収金(緊急一時)	0	577,940	577,940	0	577,940
その他流動資産合計	1,157,993	577,940	1,735,933	13,250	1,749,183
流動資産合計	4,562,253	1,282,690	5,844,943	3,076,869	8,921,812
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産(定期預金)	0	0	0	3,271,611	3,271,611
基本財産合計	0	0	0	3,271,611	3,271,611
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	7,585,700	0	7,585,700	0	7,585,700
特定資産合計	7,585,700	0	7,585,700	0	7,585,700
(3) その他固定資産					
什器備品(指定管理)	141,800	0	141,800	0	141,800
その他固定資産合計	141,800	0	141,800	0	141,800
固定資産合計	7,727,500	0	7,727,500	3,271,611	10,999,111
資産合計	12,289,753	1,282,690	13,572,443	6,348,480	19,920,923
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金(法人)	0	0	0	91,675	91,675
未払金(指定管理)	1,889,292	0	1,889,292	0	1,889,292
未払金(緊急一時)	0	1,012,518	1,012,518	0	1,012,518
預り金(指定管理)	519,095	0	519,095	0	519,095
本部会計借入金	▲2,693,518	0	▲2,693,518	2,693,518	0

緊急一時保護会計借入金	▲41,602	41,602	0	0	0
賞与引当金	4,375,991	0	4,375,991	230,315	4,606,306
流動負債合計	4,049,258	1,054,120	5,103,378	3,015,508	8,118,886
2. 固定負債					
退職給付引当金	7,585,700	0	7,585,700	0	7,585,700
固定負債合計	7,585,700	0	7,585,700	0	7,585,700
負債合計	11,634,958	1,054,120	12,689,078	3,015,508	15,704,586
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄付金(法人)	0	0	0	3,271,611	3,271,611
指定正味財産合計	0	0	0	3,271,611	3,271,611
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(3,271,611)	(3,271,611)
2. 一般正味財産	654,795	228,570	883,365	61,361	944,726
(うち特定財産への充当額)	(7,585,700)	(0)	(7,585,700)	(0)	(7,585,700)
正味財産合計	654,795	228,570	883,365	3,332,972	4,216,337
負債及び正味財産合計	12,289,753	1,282,690	13,572,443	6,348,480	19,920,923

財 産 目 録

平成29年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	普通預金(法人)	三菱東京UFJ銀行星ヶ丘支店普通544010	法人会計用	3,033,619
	普通預金(指定管理)	三菱東京UFJ銀行星ヶ丘支店普通476353	指定管理会計用	3,404,260
	普通預金(緊急一時)	三菱東京UFJ銀行星ヶ丘支店普通1704268	緊急一時保護会計用	704,750
	定期預金(法人)	三菱東京UFJ銀行星ヶ丘支店定期		30,000
	現金預金合計			7,172,629
その他流動資産	前払費用(法人)	愛知県社会福祉協議会	法人役員傷害保険H29.4.1~30.3.31分	13,250
	前払費用(指定管理)	日徳ハウジング(株)	施設保有車両駐車場4月分賃料&振込手数料	12,216
	未収金(指定管理)	①緊急一時保護室306・406号室及び利用世帯30世帯 ②緊急一時保護会計	①緊急:利用者光熱水費負担金3月分 ②緊急一時保護事業会計22年度当初からの運転資金として貸付	1,145,777
	未収金(緊急一時)	名古屋市	下半期緊急一時保護事業委託費及び生活資金実費立替分	577,940
	その他流動資産合計			1,749,183
流動資産合計				8,921,812
(固定資産)				
基本財産	基本財産(定期預金)	三菱東京UFJ銀行星ヶ丘支店定期預金	基本財産として	3,271,611
	基本財産合計			3,271,611
特定資産	退職給付引当資産	愛知県民間社会福祉事業職員共済会	職員15名分の退職金として	7,585,700
	特定資産合計			7,585,700
その他固定資産	什器備品(指定管理)	①エクシムプロEP9500自動糸きり機能付きミシン ②独立テーブル2脚 ③サークルテーブル1脚 ④母子生活支援管理システム ⑤母子生活支援施設管理システムサーバ1台	①利用者支援業務に使用するための物で宿直室にて保管。②職員8名分の事務用デスクとして事務所に設置。③職員3名分の事務用デスク及びミーティング用デスクとして事務所に設置。④母子生活支援施設事務記録、支援記録等を効率的に処理するための支援ソフト ⑤支援ソフトを起動するための機器	141,800

	その他固定資産合計		141,800	
固定資産合計			10,999,111	
資産合計			19,920,923	
(流動負債)				
	未払金(法人)	指定管理会計用普通預金	①3月分社会保険料法人負担分 ②3月分退職共済掛金法人負担分 ③H29.3月分会計顧問料 ④3月分職員諸手当 ⑤3月分市内出張旅費	91,675
	未払金(指定管理)	指定管理用会計普通預金	①3月分社会保険料 ②3月分退職共済掛金 ③退職共済掛金振込手数料 ④3月分リコーパフォーマンスチャージ代 ⑤2~3月分上下水道代 ⑥3月分職員諸手当 ⑦3月分市内出張旅費 ⑧3月分臨時職員賃金 ⑨賃金振込手数料	1,889,292
	未払金(緊急一時)	①指定管理会計用普通預金 ②緊急一時保護会計用普通預金	①3月分緊急一時保護室光熱水費負担金 ②22年度当初からの運転資金として指定管理会計からの借入	1,012,518
	預り金(指定管理)	指定管理会計用普通預金	①29.1~3月分所得税 ②4月分住民税 ③3月分健康保険料 ④3月分厚生年金保険料 ⑤3月分共済会掛金	519,095
	賞与引当金	指定管理会計用普通預金	平成29年6月支払賞与の28年度負担分(29年1月~3月分として)	4,606,306
	流動負債合計		8,118,886	
(固定負債)				
	退職給付引当金	愛知県民間社会福祉事業職員共済会	職員15名分の退職金として	7,585,700
	固定負債合計		7,585,700	
負債合計			15,704,586	
正味財産			4,216,337	

財務諸表に対する注記

継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

重要な会計方針

公益法人への移行を果たした平成24年4月1日から公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正内閣府公益認定等審議会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。

無形固定資産 定率法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

愛知県民間社会福祉事業職員共済会に対する職員退職給付積立金を計上している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込みの額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税などの会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

会計方針の変更

該当なし

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,251,601	20,010	0	3,271,611
小計	3,251,601	20,010	0	3,271,611
特定資産				
退職給付引当金	7,210,755	821,345	446,400	7,585,700
小計	7,210,755	821,345	446,400	7,585,700
合計	10,462,356	841,355	446,400	10,857,311

基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	3,271,611	(3,271,611)	(0)	—
小 計	3,271,611	(3,271,611)	(0)	—
特定資産				
退職給付引当金	7,585,700	—		(7,585,700)
小 計	7,585,000	—	(0)	(7,585,700)
合 計	10,857,311	(3,271,611)	(0)	(7,585,700)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
エクンプロ EP9500 自動糸桐機能付きミン	108,000	102,511	5,489
独立テーブル W1800*D1400*H350、1脚	161,595	137,509	24,086
独立テーブル W1800*D1400*H350、1脚	161,595	137,509	24,086
サークルテーブルφ1400*H720、1脚	158,865	135,186	23,679
母子生活支援施設管理システムソフト 1本	393,750	371,191	22,559
母子生活支援施設管理システムサーバ 1台	198,450	156,549	41,901
合 計	1,182,255	1,040,455	141,800

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
助成金						
名東区社会福祉協議会助成金	名東社協	—	81,000	81,000	—	
合 計		0	81,000	81,000	0	

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息からの振替額	402
基本財産受取寄附金からの振替額	20,000
合 計	20,402

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産(定期預金)	3,251,601	20,010	0	3,271,611
	基本財産計	3,251,601	20,010	0	3,271,611
特定資産	退職給付引当資産	7,210,755	821,345	446,400	7,585,700
	特定資産計	7,210,755	821,345	446,400	7,585,700

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			使用目的	その他	
退職給付引当金	7,210,755	821,345	446,400	0	7,585,700
賞与引当金	3,994,253	4,606,306	3,994,253	0	4,606,306
引当金計	11,205,008	5,427,651	4,440,653	0	12,192,006

ナコヤシ メイトウ ニジカカオカ 3-17

ニジカカオカソウ 殿

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会

事業所用

各事業主 殿

退職金基金資産残高通知書

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会



事業所番号 1002 事業所名 ニジカカオカソウ

平成 29 年 3 月 31 日現在、貴事業所の退職金基金資産残高は次のとおりです。

事業主掛金累計額 = 7,585,700 円 (添付書類 会員台帳)

↑
同日現在の貸借対照表（共済会退職金預け金・退職給与引当金）と照合する。

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会
代表理事(会長) 蛭川 洋子 様

平成29年 5月12日

監事 古川善次郎 
監事 上村 尚 

監査報告書

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度における理事の職務の執行及び財務書類等を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、平成28事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表及び正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、「財務諸表等」という。）について監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、当公益財団法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表等の監査結果

上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

「名古屋市にじが丘荘」第4期指定管理者募集への応募（案）について

1 趣旨

当協会は、地方自治法第224条の2の規定に基づく指定管理者として母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」の管理運営に当たっているが、指定の期間が平成30年3月31日をもって終了する。引き続いて平成30年4月1日から平成34年3月31日の4年間を指定期間とする新たな指定管理者の募集が本年7月にも始まると予想されるので、実施された場合に即時対応していくため、応募について議決しておいていただく必要があるもの。

なお、先般市のホームページで今年度指定管理者の募集対象となる施設などが公表された。そこには「名古屋市にじが丘荘」「名古屋市五条荘」の母子生活支援施設も当然挙げられているが、指定管理期間が共に平成30年4月1日から平成40年3月31日の10年間と2.5倍の期間となっている。募集要項が正式に出ていない段階であるが、10年間の長期にわたる事業・収支計画などを要求されることは必至である。よって尚早期に取り組む体制を作ることが重要となった。

2 現在の指定管理期間の取扱い

平成27年6月「母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘指定管理者募集要項」の申請書類において、「様式2-12 当該申請を決定した会議の議事録の写し」が求められた。当協会は、平成25年7月8日（月）開催の第2回理事会において、応募についての議決を得て、当該理事会の議事録の写しを申請書類に添付した。

3 参考

(1) 地方自治法第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要であると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

(2) 指定通知書

別紙「平成25年12月27日付名古屋市長通知」



指 定 通 知 書

平成 25 年 12 月 27 日

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会
会 長 蛭 川 洋 子 様

名古屋市長 河村 たかし



地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、名古屋市にじが丘荘の指定管理者
として指定しましたので、下記のとおり通知します。

記

指定にかかる施設の名称	名古屋市にじが丘荘
指定にかかる施設の所在地	名古屋市名東区にじが丘 3 丁目 17 番地
指定管理者の名称及び所在地	名古屋市名東区にじが丘 3 丁目 17 番地 公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会
代表者の氏名	会長 蛭 川 洋 子
指定管理者の指定の期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 まで

(子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課)



定時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項(案)について

1 日時

平成29年6月9日(金)午後4時00分から

2 場所

千種区役所第1会議室
(千種区覚王山通8-37)

3 議題

- 第1号議案 平成28年度の事業報告及び決算(案)について
- 第2号議案 理事の選任(案)について
- 第3号議案 評議員の選任(案)について
- 報告事項 「名古屋市にじが丘荘」第4期指定管理者募集への応募について
相談役の委嘱について

4 提案趣旨

定款

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
(以下略)

理事会運営規則

(理事会の決議事項)

第13条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令に定める事項
 - イ この法人の業務執行の決定
 - ロ 代表理事の選定・解職
 - ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

相談役の委嘱(案)について

理由：平成29年4月1日の名古屋市人事異動により千種区区民福祉部長と名東区区民福祉部長が代わられたため

根拠：定款

第37条 この法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問に応じ、会長に対し意見を述べるすることができる。

新たに委嘱する相談役

- ・ 千種区区民福祉部長 亀山 寿恵
- ・ 名東区区民福祉部長 山崎 真悟

相談役の名簿

- ・ 千種区長 伊藤 清司
- ・ 名東区長 森 由佳里
- ・ 千種区区民福祉部長 亀山 寿恵
- ・ 名東区区民福祉部長 山崎 真悟

代表理事（会長）の職務の執行の状況について
 （平成 29 年 3 月 31 日～平成 29 年 6 月 9 日）

事 項	日時・場所	内 容
辞令交付式	3 月 31 日（金） にじが丘荘	・退職辞令交付・人事異動辞令交付
理事会・評議員会 打ち合わせ	5 月 16 日（火） 千種区役所	・協会財産の預貯金等のモニター ・協議題、報告事項の調整と進行等協議
理事会	5 月 19 日（金） 千種区役所	・理事会運営
評議員会	6 月 9 日（金） 千種区役所	・理事会を代表して評議員会に出席